

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 6 月 26 日（火）第2815号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 告 示 | |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧 | （自然保護課取扱い） 1 |
| 公 告 | |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告 | （自然保護課取扱い） 2 |

告 示

鹿児島県告示第773号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 6 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 特別保護地区の名称
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし、同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班、同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及びる小班との境界線を同国有林3132林班か小班、同林班る小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と批榔島の小平瀬東端、ツブキ東端及び女瀬南端、大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端、タツキリ西端、めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り、同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- 特別保護地区の存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで（10年間）
- 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地
 - 特別保護地区の指定目的

当該地域は、大隅半島の最南端に位置し、陸地の大半は常緑広葉樹を多く含む森林地帯であり、また、当該地域内には亜熱帯性植物も多く自生している。このような自然環境を

反映してウグイス、ニホンイノシシを始めとする多様な鳥獣が生息している。特に佐多岬周辺は、全国のサシバが渡南する際の集結地となっているほか、枇榔島は、オオミズナギドリ of 繁殖地となっている。このため、当該地域を鳥獣保護区特別保護地区として引き続き指定し、当該地域内に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

- (1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
- (2) 大隅地域振興局農林水産部林務水産課（鹿屋市打馬二丁目16番 6 号）

6 縦覧期間

平成24年 6 月 26 日から同年 7 月 9 日まで（2 週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は大隅地域振興局農林水産部林務水産課

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 4 項において準用する同法第28条第 6 項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

平成24年 6 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 日時

平成24年 7 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から

2 場所

南大隅町山村開発センター 3 階大会議室（肝属郡南大隅町佐多伊座敷3845番地）

3 案件

佐多岬鳥獣保護区特別保護地区（区域 南大隅町の一部、期間 10年間）の指定について